

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(4-10)

2. 日時

令和3年3月18日(木) 15時00分～17時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、田邊専門職、池永技術参与、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他12名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：熊取事業所第4次設工認 コメント対応整理表(R3/3/18)

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。原子力規制庁ナガイです。時間になりましたので、面談を開始します。今日の面談は、原子燃料工業を熊取事業所の第4次設工認の
0:00:18	面談の10回目になります。で本日は令和3年3月11日付熊原第21-007号も持って一部補正がありました。熊取事業所の加工施設の変更に關する
0:00:36	設計及び工事の計画の第4次の設工認ですね、について、3月11日付の補正申請、それから、前回面談で連絡した事項の回答資料をもとに、
0:00:53	事実確認を行います。主な内容としては、
0:00:59	今回補正申請された申請書の構成についての事業者から簡単な説明をいただいたあと面談資料に基づく補正申請の反映状況、それから水平展開の状況の
0:01:14	我々のほうで確認して不明な点等について事実確認を行っていきたいと思います。
0:01:22	それでは最初に熊取事業所のほうから、今回の補正、第3回補正の内容とですね、概要と、それから、事実確認コメントの反映状況について、
0:01:38	簡単に説明をお願いします。
0:01:42	原子燃料工業フジワラでございます。それではですね補正の概要甲につきましてまずご説明させていただきます。
0:01:51	まず1月25日にですね前回補正させていただきました、その後ですね2月26日、3月4日にと面談でコメントいただいております。これらのコメントの内容をですね反映して、
0:02:08	今回3月11日に再度補正という形でお出しさせていただいております。
0:02:16	主の補正の内容でございますが、当然コメント等を反映するということになりますが、主なところにつきましてはまず仕様書全般ですね仕様書も含めて伝播でちょっと御説明が説明のところ、
0:02:34	不十分とか不足してるような部分を、について補足を追記したり、ちょっと修文したりという形になります。
0:02:44	その他ですね、当事業所の許可からの変更ということで添付2ですね変更点これ添付2で説明しておりますが、ここにつきましてですねちょっと説明の内容が不十分とかですね、あと、
0:03:00	基本方針書の方ですね詳しく書いていった場合がございますので、この辺の記載をですね基本方針書、それから、許可から変更のところですねいろいろなところを詳しく示して、
0:03:17	記載の仕方もわかりやすく統一しているといったところでございます。
0:03:24	その他ちょっと溢水関係で地下のピットの構造が明示を十分に明示されてなかったもので明示したといったところになります。

0:03:39	一応ですねそれで申請させていただいておりますが、コメント整理のほうもですね、一応ですね、そのコメントの内容と当事業所のほうの回答で補正の箇所ですね。
0:03:55	当水平展開の有無等につきましてまとめたものが、このコメント整理表になってございます。
0:04:04	一応1度といいますか、2月の26日のコメントにつきましては3月4日に1個該当させていただきますが、その後記載が不十分のところについたりですねちょっと内容を見直しており、さらにこの
0:04:20	コメントによって補正を実施するようなところにつきましてはですね、別途見直して示させていただいております。
0:04:30	そういったところですかね、一応我々の考え方っていうか、それは回答図書のほうには記載させていただいております。
0:04:42	簡単ですが、以上が申請書とコメント回答の概要でございます。よろしく申し上げます。はい、原子力規制庁ナガイです。それでは早速ですけれども、この第3回補正通過回答の内容について、
0:04:59	確認しておりますので、不明な点の事実確認を進めたいと思います。
0:05:11	原子力規制庁の吉村です。
0:05:15	一応ちょっとコメント対応表に沿ってちょっとかけて確認内容について申し上げたいと思いますが一応
0:05:24	私の方とかからはですね、今コメント対応表で言えば6-1から
0:05:30	6-9までがですね耐震
0:05:34	それからそれに絡んだ。
0:05:38	閉じ込めですね、落下防止構造関係の
0:05:42	確認をさせていただきました。またこれに対する回答はこことあとは、
0:05:48	後ろのほうに7-17の番号が入っているところで1から7-5で回答いただいて一応全体的に確認しました。
0:05:57	概ね
0:05:59	私のほうのコメント内容は今回の補正で修正はなされてました。ただ、1件だけちょっともう一度、再度確認なりですね。
0:06:11	もう少し補足が必要かと思っておりますのでちょっとそこについて、
0:06:17	今、今指摘させていただきます。
0:06:20	番号で言いますと、6-9なんですが、
0:06:27	これはいわゆる落下防止構造機構の溝型形状溝片トレイの
0:06:34	構造に関する確認をさせていただきまして、
0:06:41	今回これとこの。

0:06:44	対照表とあわせて補足資料いただいておりますが、
0:06:49	ここで
0:06:52	記載されているものの、幾つか今回の設備で、
0:06:59	いわゆる溝形トレイでの落下防止構造区採用してありますが、このいただいている補足資料でちょっとわからなかった部分が二つ、2件あります。
0:07:09	一つは燃料棒搬送設備ナンバー燃料棒移載 8 一部という
0:07:18	補正でいいますと 510 ページにある
0:07:23	搬送機器、それからもう 1 件ですね、燃料棒搬送設備ナンバーワン。
0:07:28	燃料棒トレイ移載部
0:07:31	これは 494 ページですね、これは 2 件のですねいわゆる
0:07:38	搬送機器に取りつけられているトレイの形状が、
0:07:43	一応拡大図という称するものがついてはいるんですが、実際のトレイの部分についてはほぼ判別ができません。
0:07:51	まず今回の資料にも、これは示されてませんでしたので、
0:07:56	これからいわゆる補足資料で言ってます V 型と R 型の
0:08:03	これらと同様の結果、形状なのか。
0:08:06	それについて説明をいただいて、
0:08:10	していただきたいと思います。
0:08:12	これ全般的な補正がもしある場合には、
0:08:19	今回、補足資料でいただいている内容について、
0:08:24	いわゆる大きな拡大図が
0:08:27	補正のほうには反映されてませんでしたので、
0:08:31	全般がこういったものが使われている機器がどういうタイプで、
0:08:36	地震耐震上問題ないか、また、搬送上問題ないかわかるような図面で示していただきたいと思います。
0:08:47	これが私の方からの確認事項です。
0:09:00	はい。
0:09:01	これに関してはもう後日書面で回答いただければ結構です。
0:09:09	合わせて必要な補正があれば、その時に修正をお願いします。
0:09:16	原子燃料工業でございます。承知いたしました。
0:09:22	それでは引き続きまして規制庁池永ですけども、私はですね、前回、この資料でいきますと、この資料というのは熊取さんの資料でいきますと 6 - 10 から
0:09:36	6 - 19 までが私の担当してたコメントですけども、今回そのうちからですね 4 点だけ簡単な内容になるんですけどもコメント差し上げたいと思います。

0:09:50	6 - 11 なんですけども、前回の会等でですね、図面の話なんですけど、図の 2 - 5 - 1 の(5)に修正すると。
0:10:01	そういうような回答がありました。
0:10:04	補正申請のほうでいきますと 391 ページになるんですけども。
0:10:09	表の 2 の 5 - 1 のですね添付図のところですけども、図の 2 - 5 - 1 で括弧が抜けてるんで、
0:10:20	補正のほうはですね、補正申請書のほうでは括弧を入れていただきたいと。
0:10:24	というのが 1 点目です。
0:10:27	2 点目は、6 - 10 になりますが、
0:10:32	ここはですね 600 ボルトとか ■■■■■ ケーブルの話でコメント差し上げて、
0:10:40	その回答よろしいんですけども、資料 3 申請書のページ、1077 ですか。
0:10:49	そこにはですね使用電圧が高いケーブルについて云々難燃性ケーブルを使用するというので、
0:10:55	何V以上とかですねいう言葉が入ってなくてですね、今回問題になってます 600 ボルト超とか ■■■■■ 多分多分こちら想像は難燃性だろうと思うんですが、これ難燃性という理解でよろしいでしょうか。
0:11:11	これは即答でお願いしたいんですけど。
0:11:15	はい。
0:11:17	原子燃料工業のカナメでございます。
0:11:21	ただいまのご質問につきまして、1077 ページ。
0:11:27	の仕様で圧が高いケーブルについてと
0:11:30	いうところなんですけどその下に
0:11:34	当市使用電圧が高いケーブルとは一体、何ボルトのほうで圧
0:11:43	を使ってるケーブルなのかということも補足させていただいておりますのでこちらもあわせて御確認いただけるいただくと、どのような何Vかのケーブルが対象かというのがわかるように記載してございます。
0:12:03	そうですか、池永ですけども、端的に言ったらもう 600V ■■■■■ も難燃性という理解でよろしいですね。
0:12:08	はい。はい、原子燃料工業カナメです。その通りでございます。
0:12:10	はい、池永ですありがとうございました。次は 6 - 14 なんですけども、油火災の話です。ここではですね、あと今週、今回の申請 4 次申請では該当施設がないと。
0:12:27	設備がないということで、ということなんですけどこれ、

0:12:31	確認なんですけど、次回第5次の申請ではウラン粉末の非密封で扱うような設備があると思うんですが、そういう意味では第5次申請で油火災の防護対策設備機器っていうのが、
0:12:47	出てくるという理解でよろしゅうございますか。
0:12:51	はい。
0:12:52	原子燃料工業のカナメでございます。
0:12:56	はい。こちらに
0:12:59	1078 ページに書かせていただいております
0:13:05	こちらの油火災の防護対策。
0:13:08	対象となる設備は次回以降、
0:13:11	設工認申請で適合性説明すると書かせていただいて書いてございますがこの次回以降というのが第5次申請になります。第5次申請では対象設備について説明いたします。以上です。
0:13:24	規制庁池永ですが、理解いたしました。ここのコメント表中にそう書いていただいただけると確認が早いということで、コメントさせていただきました。
0:13:39	次 6 - 19 ですが、ページの 540、申請し、補正申請書ですね、ページの 540 とかページの 548 - 仕様表ですね、
0:13:55	この複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請すると書かれているわけなんです。これも前と同じなんですけどコメントの回答票のほうでもですね、その前の 6 - 18 で書かれてるように、
0:14:13	臨界安全については次回申請するという回答ということにしますと、そのように明記していただけたらということの掛け金確認だけですけれども、そういうコメントです。
0:14:25	詳しい燃料工業ウツミでございます。ご指摘の点について承知いたしました。
0:14:30	規制庁池永ですが、以上です。
0:14:39	原子力規制庁ナガイです、今のところで何か質問等あればお願いします。
0:14:46	はい、原燃工のオノでございます。ただいまの質問で 1 件目のコメントなんですけれども、図 2 - 5 - 1 の(5)に修正するという 6 - 11 のところなんですけれども、こちらの方はですねこの回答のほうは、補正申請書ではなくてですね。面談資料。
0:15:04	の記載を修正するというので記載をさせていただきます。
0:15:08	で、申請書のほうは添付図面を引用しているところについては、括弧番号についてまでは記載しておりませんで、こちらの添付図は、例えば燃料棒トレイについてのみ引用しているわけではなくて、この設備全体にわたる図面として引用しておりますので、括弧番号

0:15:24	コアのせずに、図 2 - 5 - 1 と、そこまでの記載としておりますので、申請書についてはそういうふうな取り扱いをしているということでございます。以上です。
0:15:38	規制庁の池永ですが、事業者がそういうルールであれば致し方ないと思うんですが、子番号がたくさんある図面も多々あるんですよね。そういう意味では子番号までつけていただけた方が確実にこちらが理解できると。
0:15:54	ということなんですけど、今後その辺もちょっと考慮していただけたらと思います。
0:16:03	原燃工のオノでございます。あの子番号が多いものについてはわかりやすいようにそこまで記載するとのことで対応させていただきます。以上です。
0:16:15	原子力規制庁の永井です。それでは引き続きまして、面談資料の 6 - 30 になります。
0:16:27	で、ここはですね、今回補正申請の 915 ページ、それから 935 ページ、それから 937 ページに反映したということで、許可からの変更点について、
0:16:43	確認したところですね、熱感知の分散型とそれから発信器をなくした箇所が、
0:16:52	ありますけれども、ちょっとその理由とかですね、削除した箇所に新旧の対比のところの図面にですね、記載がなかったんですけども、これはその変更についても許可の、
0:17:10	基本的設計方針に基づくものであるということを説明してください。
0:17:16	それから、もう少し言うてからまとめて次の何か不明な点あれば、ご質問いただく機会を作りたいと思いますけど、6 - 40 です。で 6 - 40 は大型搬入口扉、
0:17:33	があるんですけど、そのですね、臨界隔離壁としての機能を覆う以前持っているということであったんですけども、それを持たせるのであれば仕様表に次回以降申請予定であるということを記載してください。
0:17:51	それから 6 - 49。
0:17:54	ですので、これは可燃性ガスを取り扱う設備を設置する室内に
0:18:01	可燃性ガスが漏えいした場合にこれが滞留しない構造であるという設計についてですね、これは技術基準の要求事項で設備だけでなくその室ですね、部屋。
0:18:16	についても第 2 加工棟の仕様表に記載して技術基準の適合性、これは 1000 飛んで 82 ページになりますけれども、適用説明のところに記載してするようにしてください。
0:18:32	これも次回以降、申請するということであればその旨を記載するようにしてください。
0:18:41	それから、6 - 58 番。
0:18:45	で、あの設計基準事項 の説明がありまして、そう中で、第 1 種管理区域の負圧が低下することが考えられるが、

0:18:59	第1種管理区域の負圧の低下は通常の範囲内であるため、通常的环境条件と変わらないという説明がされているんですけど、これは設計基準事故
0:19:14	なので、の通常と変わらないんだったら全然通常通なので、どういう意味なのかという点についてですね、説明をしてくださいでつその通常2っていうところが
0:19:30	設計基準事故時の環境おそらく負圧がどの程度低下するのか、ですね、どう具体的に記載した上で、設計基準事故時の環境条件において安全機能を発揮できる設計であるということを説明。
0:19:47	するようにしてください。
0:19:51	それから7の、今度は
0:19:54	面談の回次が変わりまして、資料の番号7の十一番から12番です。で、ここは
0:20:06	やはり先ほどもちょっとお伝えしましたが大型搬入口扉の話であるとか、
0:20:15	溢水対策の堰の話いいに対して補正箇所がこの資料の中に回答が記載された回答っていか補正箇所が対応状況として記載されているんですけども、
0:20:30	水平展開の欄に記載が
0:20:35	ありません。で、特に既設の建具の類についてですね、申請漏れがないかということ、それから求められる安全各部に求められる安全機能に記載漏れがないことを確認したのであれば、
0:20:52	その旨は記載するようにしてください。水平展開している場合には、そのすべてを逐一とは言いませんけれども、どういう観点でどこを見たっていうのわかる程度にはですね。
0:21:07	どんな箇所を
0:21:10	水平展開してるのかということ、この資料の中で回答資料コメント回答資料の中で具体的に記載するようにしてください。
0:21:23	それから7-19ですけども、ここで溢水防護区画A1-1。
0:21:30	という区画ありましてその評価に対応して溢水防護区画内の床レベルの説明があって段差数字はちょっと申し上げませんがある範囲、
0:21:45	の説明があるんですがちょっと私のほうで確認したその段差がある位置とか構造がですね、ちょっと確認できませんでしたので、図示するようにしてください。すでに図示されている場合には、このコメント対応表の解答欄に
0:22:02	記載していただければ私のほうで、第3回補正で確認をしたいと思います。
0:22:10	で、特に没水、溢水関連のについては、これまで記載がかなり不足がありまして先ほど地下ピットっていう話もありましたけれども、



0:22:25	既設の堰であるとか全く記載がない状況が続いておりましたので、今回ずっと追っかけて見てるんですけども、全体にわたってこれ第2加工棟は4階
0:22:40	建てになっておりますので、その各フロア各階ですね、の没水水位とか堰の高さ、これがいろいろ決まると評価した結果を踏まえて、と判定基準なり、その実際の
0:22:57	設備との関連で、設計の基準となるベースとして使われておりますけれども、その高さの基準となる、床のレベルですね、これが各部屋で同じなのか違うのか。
0:23:11	ちょっとそういう状況が今見えませんでしたので、特に建物の段差がある場合、
0:23:20	これはその部分の断面図等ですね、そのどこを基準にしてどの程度の高さであるのかということを明記するようにしてください。
0:23:32	7-22とそれから23ですね。
0:23:37	これも基本的に今のと今の
0:23:43	7-19と、基本的に同じになりますけれども、コメント、特に7-22のところの今回の面談回答資料の補正箇所がちょっと横棒になって空欄になって、
0:24:01	おりますので、説明だけで終わって、
0:24:04	いる部分もありますけれども、その説明が
0:24:09	あるところについてはですね、
0:24:13	補正が必要なければ、必要ないのかもしれませんが、該当するところの解答欄に書く対応をお願いします。
0:24:24	それから7-24。
0:24:27	番です。
0:24:29	で、ここは臨界隔離壁の開口部の評価。
0:24:34	についてですね、加工事業許可変更申請加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計で
0:24:48	あると。
0:24:49	いうことを第5次申請で確認するという
0:24:56	そういうことを添付書類に今回追記されましたので、これは次回以降の申請になるんですけども、その際にはですね、5次申請できちんと
0:25:14	複数ユニット
0:25:16	について、設備との関連もあるし、あると思いますし、開口部等の取り扱い開口部の取り扱いもあると思いますので、整合のとれる形で説明をするようにしてください。
0:25:33	以上ちょっとあの

0:25:36	ずっと続けてしまいましたけれども、
0:25:40	基本的にはこの回答については後日書面で連絡回答するようにしてください。特に前回、今回の今回の対応整理表でちょっと記載が不足しているところについては、
0:25:58	ここのこの本日の面談資料に追記するような形でも構いませんので、対応するようにしてください。
0:26:07	それ以上になりますのところで何か不明な点。
0:26:11	とありましたら、確認お願いします。
0:26:15	原子燃料工業の井上でございます。最初の6 - 30の自動火災報知設備の件なんですけれど、熱感知器分布形をとられたんですけど事業変更許可にはの凡例には分布型というのが載ってるんですけど。
0:26:33	実際のものとしては熱感知器の分布型は、第2加工棟につけておりません。また、図のほうにも載っていないと思います。そのためなくしたわけではございません。
0:26:47	それから発信機なんですけれど、発信機の方は自動で火災を感知する設備ではなくて、人がボタンを押して、
0:26:57	そうする設備で自動で火災感知する施設でないということで載せてないということになります。物自体としてはなくしたわけではなくて事業許可事業変更許可申請書に載せた場所にそのままつけていると。
0:27:14	ということでございます。以上でございます。
0:27:17	はい、すいません続けて原燃工ウツミでございます。今の点でちょっと確認したいんですけども
0:27:37	、原子力規制庁ナガイです。どう935ページと937ページを見ていただきたいんですが、935ページのここは図添1表
0:27:44	参考の参で2 - 5 - 1の2分の2。
0:27:48	の例えばその第1第2、
0:27:53	加工棟のですね、3がいいの。
0:27:57	これ部屋名は言えないのかもしれないけどこの三角印が発信器ということで、何ヶ所か。
0:28:08	ついて、
0:28:10	ています。
0:28:12	これに対してF3937ページの今回の設工認のズーッではですね、ちょうど青色というかもちょっと濃い青と。

0:28:29	薄い水色みたいのがあるんですけどそれ以外ですね、ちょうど何と申します通り番号でここには載ってないんですが、ちょうど階段のある右側に許可ん時は何か三角があるんですけど、それ以外もありますけど。
0:28:45	それが 937 ページのほうにはなくなっているんじゃないかと思うんですけど。
0:28:52	そこについては、
0:28:54	どういうことなんでしょうかということで、
0:28:57	事実確認です。
0:29:00	原子燃料工業のイノウエでございます。発信器は自動で火災を検知する設備ではないということで載せていないということになります。実際のものとしてはありますので、
0:29:17	今回の事業設工認審査の方で書いていないというものになります。
0:29:24	ですので、
0:29:29	図としてはモノとしてはあるということになります。以上でございます。
0:29:38	原子力規制庁ナガイです。これちょっと消防法とかいろんな関係で設置義務があるものかどうかっていうのは我々のほうでも、これから確認しなければいけないんですけども、それから図面上、その変更になっているんですけども、
0:29:55	説明がないですっていうことの実事確認ですので、これはまず許可で記載があるんで、個別に安全機能を有する施設として、
0:30:10	番号とっているかとっていないかっていう点も含めて、少なくとも許可の図面にはあって、非常用設備として出てきてるものですので、設工認の段階で勝手に消すって言い方ちょっと失礼かもしれませんが、
0:30:29	基本的には許可を踏まえた設工認申請をしていただかないと、申請漏れということにも繋がりがねませんので、無理はむしろそういう形の状態に現状なっていますという
0:30:44	コメントとらえていただいて結構です。しかもその点について、何の説明もないということがあったので今回の事実確認になっているということをもまず御理解いただいた上で対応するようにしてください。
0:31:06	原子燃料工業のイノウエでございます。承知いたしました。
0:31:13	続けて原子燃料工業のウツミでございますけれどもよろしいでしょうか。はいどうぞ。コメント番号の 6 - 47 につきまして大型搬入口扉の臨界隔壁としても機能について、につきまして、
0:31:31	さきの申請では大型搬入口扉にですね、臨界隔壁の機能を持たせるということにしておりましたけれども、今回の申請でですね当該扉から臨界隔壁としての機能は持たせないというふうに整理し直しまして、
0:31:50	仕様表からも当然その機能ありませんので次回以降新設というふうにもしてありません。以上です。

0:31:59	はい、原子力規制庁永井です。でそういうお答えであれば、本日の面談資料の12ページの6 - 40にそのことを書いていただかないと、今この回答読んでいると5次申請で
0:32:21	この大型、
0:32:24	搬入口扉の複数ユニットは申請するというような形に記載になっているので、ここの記載が違うのであれば、そこは適切に是正をするようにして説明をするように、
0:32:39	してください。
0:32:41	それから関連する、ちょっと先にお伝えしますが、ここは969ページに、いわゆる技術基準、各部位の部位に求められる。安全機能のところをもう、今回措置そこ見ますと削除されて、
0:32:58	いるので、まあそういうこともあるのかなと思いつつもこの回答と、すうまく整合がとれてないので、今回、事実確認をしたということで、ですので、そういう
0:33:13	皆さんの意図が伝わってきませんでしたので、少し詳細にですね、記載するように回答してください。
0:33:22	はい。
0:33:23	原子燃料工業ウツミでございます。コメント回答資料を修正させていただきたいと思います。以上です。
0:33:32	すみません。はいどうぞ、原子燃料工業のカキノキでございます。6 - 58の設計基準事故の御説明のところでございますが、圧力の負圧の低下でございますが、
0:33:47	第1種管理区域の負圧はですね約19.6Paということで絶対圧の変動としては非常に少ないと。
0:33:55	ということで通常環境条件等変わらないということに記載しようとしたものでございまして、ちょっとこの回答の中でですねこの負圧の程度、19.6Paといった数字がなかったものがちょっと大変失礼いたしました。こちらは回答資料の方。
0:34:13	し修正させていただきたいと思ってございます。以上です。
0:34:20	原子力規制庁の永井です。今日は面談ですので、ちょっと今まだマスキング版が確認できてないんですけど、もし具体的な圧力とか温度設計条件それから材料、寸法、
0:34:36	マスキングある場合はその場でお伝えください。で、なければ言っていたいで結構ですけども、これちょっと脱線しますが来週、
0:34:49	審査会合では、ライブ中継でユーチューブで放送されますんで、その辺はちょっと意識しながら、ちょっとわかりづらくなるかもしれませんが資料のほうは手元にありますので、ちょっとそこは気をつけていただいてお互いに気をつけて進めていきたいと思います。

0:35:06	ただいまの中身で追加の確認になりますけれども、今カキノキさんから御説明のあったまず 19.6Pa という事なんですけれども、
0:35:22	これは第 1 種管理区域の負圧というのは、許可なり設計しようとして
0:35:32	何を守らなきゃいけないのかっていうことをご理解を理解した上での回答なんでしょうか。今申請書の 27 ページの閉じ込めの機能のですね皆さんの設計番号の 10.1 - B3、
0:35:49	で、ここの第 2 加工棟の第 1 種管理区域の室は、気廃系で室内の圧力を外気に対して、今言われましたから言っちゃいますけど、19.Pa
0:36:04	2mm水中以上の負圧に維持するというのが約束事項ですから、これをちょっとでも下回ったときには、設計基準事故になるという認識を持っての
0:36:19	回答なんでしょうか、そこら辺をちょっとまず考え方をですね、これも一番ちょっと大事な点なんで確認させていただきたいんですけど、
0:36:32	それも踏まえて、どういう認識でいるのかというのを説明をしてください。
0:36:40	原子燃料工業のカキノキでございます。ちょっと今の先ほど 19.6Pa 使うのは
0:36:48	特に公開ではございません。あとそれから約 19.6Pa と申し上げましたけれどもこちらの 19.6Pa 以上の負圧を通常時は維持しているということでちょっと発言を修正させていただきたいと思っております。
0:37:05	そういったなかの設計基準事項 の場合はですね。ええと。
0:37:11	19.6Pa 以上の負圧を維持できなくなると、いう状況を想定しておるものでございますが、
0:37:20	この
0:37:22	負圧が低下している耐気圧に近づいていくだけということではたやつに対してはほとんど変動は少ないということで通常的环境条件等を
0:37:38	だから変わりはないということで整理をしたものでございます。以上です。
0:37:45	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:37:49	通常というのは普通に一種管理区域の外の
0:37:56	大気圧状態を想定しての発言なのでしょうかそれとも、第 1 種管理区域としての持つべき機能としての通常その圧力状態を
0:38:13	ベースにした通常という
0:38:20	ここで説明なり、今の御発言はどちらをベースにした発言になっているんでしょうか。そして、その背景には、この負圧閉じ込めの
0:38:35	機能を維持するために、皆さんは許可なりを踏まえて、何を約束したのかっていうことを、がまずちょっと説明をしていただきたいと思いますんですけど、
0:38:50	お待ちください。
0:39:10	お待たせしました。原子燃料工業のカキノキでございます。

0:39:14	あの、いましてね
0:39:17	設計基準事項 でございますがこちらの
0:39:22	のときはですね常圧失礼しました大気圧に対して部屋が 19.6Pa 以上の負圧になっているっていうのは
0:39:34	通常の条件でございます、
0:39:38	いわゆる想定以上の圧力でございますそこからの変動
0:39:44	大気圧になる程度だということで非常に少ないということで整理をしたものでございます。以上です。
0:39:51	はい。原子力規制庁ナガイです。もうここであまりこれ以上議論するつもりはありませんけれども、なぜ 19.6Pa 以上の負圧を維持するように、この第 1 種管理区域というのを設計しているのかというのを、
0:40:10	まず御理解していただいた上で、そしてこの設計基準事項の 4 というのはというのは、どういう状態を想定。
0:40:22	してんのかということをもまず社内ですらもう一度よく検討していただいた上で、この 6 - 40,58 番の私のほうの問いかけに対する
0:40:38	回答として、後日、きちんと書面で回答してください。
0:40:45	はい、原子燃料工業のイトウでございます。先ほどのカキノキの説明がややわかりにくいところがありましたので補足いたします。今議論の対象となっているのか、設計基準事故の ということでございますので、これは設計基準事故として負圧の異常を想定してます。
0:41:05	給排気設備の停止によるえー機能不全というの事項として取り上げておりますので、そういった状況の中で、第 2 加工棟第 1 種管理区域の負圧が損なわれるという可能性があるということを申し上げておまして、
0:41:24	で仮にその負圧が変動したとしてもその建物内部の圧力は大気圧をゼロとするならば耐気圧とマイナス 19.6Pa 程度の圧力の変動しかないということで建物の健全性には影響がありませんということをも
0:41:41	回答させていただいたというのがカキノキの説明のイトウでございます。以上でございます。
0:41:47	はい。原子力規制庁ナガイです。イトウさんの方でフォローされたんですけども、ちょっと私が確認している意図とは違って、確かに建物の健全性という意味ではそういう意図があったのかもしれませんが、
0:42:04	一番このあんまり先に私のほうであれだけ閉じ込めっていうのは何、何をどのように閉じ込めようとしているのかということをも、まず、よく許可の基本方針であるとか、

0:42:21	確認した上でですね。そして何度も申し上げてますけど、設計仕様仕様表には19.6Paというのが具体的に出ていますけれども、こういう回答の中でも抽象的な回答をせずに、
0:42:39	そして、通常時が19.6Pa以上の負圧ということであればそれを下回った状態というのはどういう状態なのかということをもう一度よく考えて、
0:42:55	社として会社としてもしくは事業所として書面で回答してください。その回答もって、もう一度私のほうで確認をさせていただきます。これだけ時間たってしまうので、本件は以上にします。
0:43:13	原子燃料工業のカキノキでございます。承知しました。回答のほう修正させていただきます。以上です。
0:43:21	はい、原子力規制庁ナガイですとかに今のところでなんか不明な点ありますでしょうか。原子燃料工業フジワラでございます。1点だけよろしいでしょうか7-11と12でですね、水平展開の記載がないというような
0:43:39	話がありましたけど、もともとこの二つのコメントは我々のほうの一連のコメントということで理解しておりまして、7-11は当該の大型搬入口についてのご質問でコメントで72がその水平展開に関わるようなお話。
0:43:57	ということで我々7-11の水平展開の補訂した内容は7-12のほうで回答しておりますので、
0:44:07	結果として両方ですね水平展開がないというような形になってます。
0:44:12	以上です。
0:44:14	はい、原子力規制庁ナガイです。そういう意図ならわかりますけれども前回の最後に水平展開をきちんと書くということで、右側の欄を追加してますので、そしてコメントしたのは確かに大型の
0:44:29	搬入口扉であるとか溢水の扉だったわけですがけれども、そのほかに、これまで既設の安全で新たにその規制対象として、安全機能として要求、
0:44:45	事故になった既設の扉であるとか、まあ地下ピットもそうなんですけれども、そういうものがほかにかどうかを確認したのであれば、ここにすべて確認したってここについてというのは水平展開の欄に
0:45:02	確認した結果として該当はなかったということは、
0:45:08	報告というか、記載して回答してください。
0:45:12	で確認していないのであれば今からでも確認して
0:45:19	水平展開として、本当はないのかということに記載するようにしてください。
0:45:31	原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
0:45:35	はい。
0:45:38	はい、原子力規制庁永井です。はいどうぞ。

0:45:42	原子燃料工業のカナメでございます。
0:45:45	当可燃性ガスを取り扱う設備機器の可燃性ガスの滞留防止に係る仕様につきましては、1082 ページに書いてございまして、
0:46:03	可燃性ガスを取り扱う設備機器のほうにですね、ガスの漏えい検知検知器、それから自動的にガス遮断する緊急設備を設けますと、記載させて、
0:46:19	いただいております、これらの可燃性ガスを取り扱う設備につきましては、次回以降の申請で説明させていただくという旨記載させていただいております。以上です。
0:46:28	はい、原子力規制庁ナガイです。1082 ページをみてのコメントだと、もともと事実確認だったんですが、
0:46:44	ここの 1082 ページの中の、これは条文でいうと 11 条の 5 項ですかね、水素その他のかね二重線で引いてあるところが要求事項になりますけど、水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備を
0:47:01	設置するグローブボックス及び室は、
0:47:06	当該設備からの可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることということです、もちろん設備側の設計もあって、あるし当然発生防止、
0:47:23	もあるんですけども、ここでは、可燃性ガスが漏えいした。
0:47:29	場合でも、滞留しないという構造建物の部屋として室としてどういう構造にしているのかということ
0:47:42	説明してくださいという、
0:47:44	趣旨でお伝えしたものです。これについては、確かに設備側の対応がまず一義的であって、漏れた場合にどういうふうになっていくかっていうのもあると思いますけれども、最終的に部屋
0:48:00	に滞留しないためにはどういうふう
0:48:06	排出するのかと排気するのかというところの関連で、建物側のほうにも記載してくださいということをお伝えを
0:48:17	したものですけれども、
0:48:19	そこは御理解いただけますでしょうか。
0:48:25	原子燃料工業のカナメでございます。ご指摘の件、内容を理解いたしました。
0:48:37	コメント回答を書面等にて説明させていただくことを検討いたします。
0:48:46	はい、原子力規制庁永井です。他に何かありますでしょうか。
0:48:54	原子燃料工業熊取でございます。特にございません。
0:48:59	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きまして、建物の耐震関係で 1 点ですね、1 点とか間に合っ耐震かけてんですね、確認を進めます。



0:49:15	で、これは
0:49:17	補正申請の 1009 ページの添 2 の表 1 - 3 - 1 のですね、第 2 加工棟の各部位が有する安全機能という表がございまして、
0:49:35	そこの中ですね。ピットの壁の耐震一次が一重丸になっていて、耐震の 2 次が横棒、バーですね該当しないという趣旨だと思いますけれどもなっています。
0:49:51	で、このピット等の壁は基礎ばりが担っている部分もありますので、厳密には二重丸になるといものがあると考えられます。
0:50:08	けれども、どのように整理して皆さんが
0:50:15	求められる安全機能整理したのかということ
0:50:18	説明をしてください。
0:50:21	それからですねもう 1 点ですね、この地下ピットのその構造強度にかかる設計においてですね。
0:50:32	ここは実際には第 5 次申請でタンクが置かれる場所なんですけれども、溢水、そのスペースすきまスペースといいますかね周辺に溢水の流入を想定しているという。
0:50:49	ことをなんですけれども、流入量であるとか、荷重といいますかね重さをどのように想定して、そのピットを設計しているのかという点についても説明をするようにしてください。
0:51:10	まずこれ以上 2 点については、書面で回答するようにしてください。申請書ですね例えば基本。
0:51:20	方針書等、もしすでに記載があるのであればその旨の回答でも結構ですし、修正なり追記が必要であれば、
0:51:31	申請書の中にですね、反映するようにしてください。
0:51:35	とりあえず今建物関係ピット関係 2 点なります。
0:51:40	今の点について確認が必要であればお願いします。
0:51:45	原燃工ワラタニでございます。まずピットの壁ということなんですけれども、これちょっと申し訳ございません、わかりにくいんですけれども詳細図のほうには記載してございますが、基礎の基礎ばりの一部を区切りにはしてございますけれども、
0:52:04	この部一覧のところを書いてある壁というのはですね。そう基礎ばりのそうそう内側に周っている。水層の壁ということで記載さしてござい記載させていただいてございます。そういう意味でですね、耐震計算等でですね基礎ばりが全然許容応力度に到達しないと健全

0:52:24	であるとですので、それに取りつけている。周辺壁も壊れないであろうというところの丸ということでございまして、そういうふうに見ていただければと思います。これはまた回答書のほうにきちっと記載させていただきたいと思います。
0:52:40	またですね、溢水時にピットに水が入ったときの強度上の問題ですねに関しましては、もともとこう溢水してきた水というのは第2加工棟の中にいた水ですので、もともと荷重としては入ってございますし、それに対して、
0:52:57	地盤との接地圧で基礎が壊れないというところまで確認してございますんで、3階にあった水が1階におりてきたからといって、突然応力状態が大きく変わるものでもございませぬし、逆に接地圧を受けていた基礎スラブにですね、水がたまってくると。
0:53:15	接地圧として上向きに土から押し返されてた部分がですね、水が少し押し戻してくれるということで基礎梁は楽になる方向になってございますので、評価が
0:53:29	そういうふうにご考えてございますかというように、
0:53:33	関しては、
0:53:36	そういうところでございますのでその辺回答書のほうにですねきちっと書かせていただきたいと思います。以上です。
0:53:44	はい。回答のほうで提出されてから確認はしたいと思いますんで、今日はちょっと建物のほうの担当が参加していないんですけども、最初のほうの
0:53:59	点でですね、
0:54:03	ピットの何か表面っていう話がありましたけれども、基本的に位置、構造強度、
0:54:11	これはどう、どこを対象に
0:54:16	申請をするかということで、外力いろんな地震力であったり今の水の荷重であったり、もしくはいろんな荷重があるわけですけどもそれに対して、強度を受け持つ建物の各部位の
0:54:33	その設計をどうしているかという観点で
0:54:39	我々は当然我々のほうも確認していますし、皆さんの星取表といいますかね安全機能一覧の丸というのも全然関係のない
0:54:55	何かその強度を受け持たないまま内面のなんてすかねライニングというか、表面の材料を対象にしているのかっていうのは、そこはよく考えた上でですね。
0:55:12	強度部材等、それから表面の何か要するに2層構造といいますかね、そういう構造で求められる安全機能を満足しているというのであれば、そういう記載もあると思いますので合わせて、
0:55:29	その丸印をですね、単に丸があるからどうこうということではないんですけども、
0:55:37	荷重

0:55:39	ここで耐震ですね地震荷重に対してどういうふうに壊れない設計にしているのかということで、あわせてですね、回答をするようにしてください。
0:55:54	原燃工ワラタニでございます。承知いたしました。
0:56:01	はい。原子力規制庁ナガイです。
0:56:04	それでは引き続きまして、また設備の方に戻るんですけども、ちょっと今、
0:56:13	のところの二つとですね2点とそれからこれから確認するのは、以前回答いただいた資料以外でですね補正申請について確認していった際に、不明な点
0:56:31	が、
0:56:31	ありましたので、
0:56:34	これから確認させていただきたいと思います。で四つ五つお伝えした段階で
0:56:45	一度区切りたいと思いますので、まず不明な点お伝えします。
0:56:50	補正申請書の112ページです。ここの臨界防止のところですね、第2-2領域の部屋名いえないんで部屋番号で、
0:57:05	7、9、10、それから第2の7領域の部屋番号23、27において、
0:57:15	核燃料物質ですねウランが混入する可能性と、それから、臨界安全上の考慮について、その許可加工事業変更許可申請書の5-24ページに
0:57:31	考慮した上でですね、に基づいて確認した結果を確認するということが記載されていますのでその結果をですね、添付書類に記載して、
0:57:44	説明をするようにしてください。
0:57:47	それから次です。301ページです。
0:57:52	で、第2加工棟の大型搬入扉、
0:57:57	の止水パッキンについてですね、これも火災による損傷の防止の観点からは難燃性材料であるということ、その基本方針書に記載して説明してください。
0:58:11	ちょっとページが飛ぶんですけども、981ページです。これは添2表1-3-1で、第2加工棟の各部位が有する安全機能です。
0:58:27	で、その、うち壁の1-4というところに防火板これ1-サ1、
0:58:37	ですね、それからそれと1-サ2、
0:58:39	っていうものはあるんですけど、これのその構造を確認する場合ですね、どの図を確認すればよいのかというのを説明してください。
0:58:51	他の建具既設の建具についてもうちちょっとどういうふうに整理して申請しているのかということの後程ですね、
0:59:03	うん。
0:59:04	仕様表で、本日別の資料でありますので、そこを
0:59:09	その中で確認をさせていただきたいと思いますので、それと併せても踏まえて、後日書面で回答するようにしてください。

0:59:20	それから、994 ページの同じ表の続きなんですが、うち壁でM2 の 57 です。ここは臨界隔離壁
0:59:32	となっておりませんが、112 ページの図は 2 - 1 - 1 - 1 の(1)の臨界安全上の領域を示した図面、それから、
0:59:47	114 ページの臨界隔離壁の平面図ですね、これは中二階になりますけど、これとも一致しておりません。で、その臨界隔離壁の考え方を説明を
1:00:02	してください。
1:00:04	それから
1:00:06	これはちょっと単純っていうか
1:00:10	記載上の考え方なんですけど、1009 ページの同じ添2表 1 - 3 - 1 の表なんですけれども、ここにですね。
1:00:26	部位と言えはいいんですかね。
1:00:30	3階ごめんなさいえっと 4 階の屋根とそれからR階ですね屋上の
1:00:39	屋根。
1:00:41	という形で記載があるんですが、これはそれぞれ 3 階の屋根と 4 階の屋根ということよろしいでしょうかという確認ですね、屋上に屋根は、もしあるのであれば、ちょっとどこを指しているのかということで、
1:00:57	確認ですので、許可とかですね、それから同じ設工認の図面で他の安全機能でどういうふうに説明しているのかということとの整合性もあわせて確認するようにしてください。
1:01:14	今最終 112 ページから 5 点お伝えしましたけれども、これについては後日書面で回答するようにしてください。
1:01:25	何か不明な点等ありましたら、
1:01:30	質問の方をしてください。
1:01:33	原子燃料工業のウツミでございます。ページ 112 ページのですねえと部屋番号 7、9、10 あと、23、27 における核物質の混入する可能性についてですけれども、
1:01:51	ここですね。
1:01:53	まず整理といたしましてはご指摘いただいております部屋のうちですね、部屋部屋番号の 9 と 23 は出入り管理を行う部屋となっております。それ以外の部屋はですね液体廃棄物ですとか、液体廃棄物を取り扱う部屋となる。
1:02:12	てありまして、ウランへ核燃料物質が購入するおそれはないというふうに考えております。その旨の説明をですね、申請書の提示 795 ページのほうで説明をしてありまして、現状の申請書の記載で問題ないというふうに考えております。以上です。

1:02:34	原子力規制庁の永井です。回答のほうはわかりました。一応記載があるということであればまたそこを確認しますので、ちょっととりあえず書面での回答はその旨の回答をするようにお願いします。
1:02:50	原燃工ウツミでございます。承知いたしました。
1:02:58	原子力規制庁ナガイです。他にないようであれば、引き続きまして後4点、ちょっと続けてお伝えしたいと思います。最後に全体としてまた確認するためにはあったと思いますので、追加の確認があればその際をお願いします。
1:03:16	4次の4点は主に内部火災の関係になりますけれども、まず99ページの図八1-8ですね。
1:03:32	これの外壁の4-4、それから、それと扉のですね4-2。
1:03:39	があるんですけども、ここですね見るとその外壁と、そのうち壁が二重に存在するように、
1:03:50	見えるんですけども、980ページの添2表1-3-1ですね、先ほどから見てます安全機能の一覧の丸印がついてるものの43分の2、12ページ。
1:04:06	これもここにはですね、ちょっとその状況が見えませんが外壁と内壁を区別して記載してそれぞれの壁に求められる安全機能について、技術基準の適合性を説明するようにしてください。
1:04:22	それから162ページの工事概要図です、図は2-1-1の37からですけども、外壁、今、今のところですが、その外壁の4-4とそれから扉4-2については、
1:04:40	同じですね、こちらの方にも区別して記載する外壁と内壁を区別して記載してください。
1:04:50	それから、275ページから279ページで内部火災の関連で図八2-1-4-1aから図八2-4-1.2-1-4-4、これは第2加工棟の建具配置図が、
1:05:08	ございます。で、ここで赤い線の防火区画。
1:05:15	ですね、が
1:05:18	という表現で記載されているんですけども、この設工認はですね、原子炉等規制法に基づく認可申請でありますので、加工事業変更許可を踏まえた火災区域であるとかまたは火災区画という
1:05:35	記載で漏れなく記載するようにしてください今の断続的に記載になっております。で、325ページの図八2-1-5-8。
1:05:50	いで火災区域等それから火災区画との整合性についても確認をするようにしてください。
1:05:59	それから、276ページで内部火災でですね、中二階の図がありましてそのC通りの9から11通りの間、
1:06:15	ですね、ここは325ページの図では、火災区域の境界となっている。

1:06:22	おりますので、まずはそこ
1:06:27	火災区域であるという境界であるということ、それから耐火時間が技術基準適用するよう設計されているということを説明なり仕様が記載されているかということ
1:06:43	確認してください。データと今の火災関係 4 点については後日書面で回答するようにしてください。
1:06:54	原子燃料工業ワラタニでございます。一つよろしいでしょうか。
1:07:00	はい、原子力規制庁の永井です。はいどうぞ。
1:07:04	外壁 4 - 4 と外壁が二つにあるように見えるというお話ございましたけれども、申請書のほうの 99 ページにそういうふうに外壁の番号を案内してございます。こちらですね、例えばですけども、申請書の 167 ページ。
1:07:24	ございますように、ここはですね給排気系統の吸気口でございます、いわゆるベランダとかバルコニーのようになってございますんで外側に見えている壁は手摺の壁ということで、外壁ということでございせんが、
1:07:42	ちょっとそういう立面図とですね整合して見てみないとわかりにくくなってございますんで、書面の方に明確にそういうふうに説明を記載して回答書のほうに記載させていただきたいと思っております。
1:07:55	それと防火区画の件ですけども、こちらですね 277
1:08:02	ページ。
1:08:04	御指摘だったと思えますけれども、173 ページのほうにですね、そういうふうに明確に記載あこれ違う。
1:08:16	申し上げて申し訳ございませんこちらの方もですね回答書のほうにきっちり回答させていただきたいと思えます。以上でございます。
1:08:26	原子力規制庁ナガイです。ちょっと細かい点でお伝えして、不整合があるんじゃないかと思った点をお伝えしておりますので、どこまで直すかというのはあるんですけども、やはりこの用語というのは、
1:08:43	判定基準とかいろいろ関わってきますので、手続き上特に本文、特についていうか、添付書類はどうでもいいってことでありませんが、認可を受けようとする図面であるとか、仕様
1:08:58	この用語については、より注意深くですね、確認をして記載をするようにしてください。
1:09:10	原子力規制庁ナガイです。それから先ほどバルコニーと言われた件はわかりました。私のほうでも今回これ全体の壁を一筆書きといいますかね、見ていて、最初に、
1:09:26	99 ページの図から、
1:09:31	入ったんですけども、

1:09:33	この 99 ページの図の A 通りの 4～
1:09:40	から の間ですね、ここが外 4 - 4 て外壁の 4 の 4 番目の矢印が出てるんですが、ちょうどそのうち壁とバルコニーの
1:09:55	堺いで書いているので、どっちが
1:10:04	いわゆる外気といいますかね外との境界なのかというのがちょっと
1:10:10	わかりにくかったので、何かまずはこの外 4 - 4 という 99 ページの定義をですね、しっかりとしていただくと、そこから先の場所で、そこに扉 4 の A という二重丸で改造のある
1:10:29	建具がありますけれども、それも含めてですね、壁の位置がバルコニーの中に書くんじゃなくて、その内側でちょっと矢印をとるとか、ちょっと工夫していただだけで、
1:10:46	それ以外との照合もしやすくなりますので、工夫してみてください。例えば 110 ページ見ますと同じ 4 階の図でも、
1:10:59	ちょうど内側にですね。
1:11:02	青い矢印でこれも厚さなのであまり言わないほうがいいと思いますがwの数字が二つ並んでいる。こんな形だとうち壁内壁というかね、内側に出っ張ったところなんだなっていうのはここではわかかりますのでいろんなところにあるんで。
1:11:21	必ずしもだめだということで、わかればいいということありますけど、よりわかりやすくするという意味で、改善改善していただければと思います。
1:11:36	原子燃料工業ワラタニでございます。趣旨は重々承知いたしまして確かにわかりにくくなってるのかもしれませんが、今後気をつけたいと思います。以上です。はい、お願いします。私のほうでも先入観があってちょっと見てた点があったですね。
1:11:54	壁はマスがあるだろうと思ってバルコニーなるペーパーって人ならバルコニーだろうと思うんですけどへこんでいるところがバルコニーだと思っていなかったんで、ちょっと二重壁とお伝えしましたけどこれ私のほうの
1:12:09	ちょっと先入観でお伝えしてしまいました申し訳ありません。
1:12:13	引き続きまして、2 点です。1 点ですね、竜巻関係での確認になります。でページ数で 979 そ 980 です。これも先ほどの添 2 の表 1 - 3 - 1。
1:12:32	で、安全機能の一覧が載っている表なんですけれども、そのの外壁の 4 - 1 と、それから、外壁の
1:12:43	4 - 8 の
1:12:45	竜巻飛来物に対する防護設計についてですね、これはここもなんか二重壁になってるようなんですけれども、
1:12:58	いわゆる二重丸になっている。

1:13:03	ところがですね要はF1 竜巻とそれからF3 竜巻、それぞれの
1:13:13	対象とする想定する飛来物であるとはもちろんその
1:13:19	竜巻の風荷重もそうなんですが、あとは飛来物、想定するものが何でそれに対する竜巻の防護設計がどうなっているのかっていうところ。
1:13:34	も踏まえて、壁に求められる安全機能と、
1:13:39	の表示とですね、相違していないかどうか確認をしてくださいということとでちょっと私のほうで見てても、ちょっと非常にわかりにくいですね、理解いいが、うまくできなかった部分もあるので、
1:13:58	どういう設定になってるのかっていうのとあわせてですね、
1:14:04	説明をするようにしてください。ここは簡単でも結構ですけども後日書面で回答するようにしてください。竜巻関係は以上1点です。
1:14:20	原子燃料工業でございます。特にコメント等ございません。
1:14:29	はい。原子力規制庁ナガイです。今のところまでが設計に関することなんですけど、引き続きまして工事の計画ですね、これは各イロハニホ。
1:14:44	イはないですかね、はから始まってますけれども、各施設区分ごとに該当する、今回申請対象の建物構築物設備機器の工事の計画が出ております。その中の
1:14:59	まず344ページの
1:15:04	13行目。
1:15:06	に、また変更に係る設備機器の試験及び検査の項目を八-3表に、それから検査の方法を八-4表に示すという記載があるんですけども、
1:15:22	この表を追っかけていくと、その表八-3は、変更に係るというより、既設部分の検査が記載されてますそれから表八-4は、QMSに係る検査であって、その本文と表の中身が、
1:15:39	整合してないように思うんですけども、この点についてもうちょっと再確認をして、どういう状況かというのは後日書面で回答してください。
1:15:51	もう一ついきますけれども、保安
1:15:57	品質計画書ですが、これはいわゆる年末からですね、年明けにかけて制度改正に係る保安規定の変更認可を皆さん申請して認可されているところですけども、
1:16:14	これを反映したRev-30というのをベースにしていることは確認しました。で、いろいろ
1:16:26	品質保証計画書にぶら下がっている下位文書ですね、要領とか手順についても制度改正にも対応したものとなっているんでしょうかという、これも事実確認というか



1:16:42	確認ですけれども、一言で結構ですが、どういう状況になってるかっていうのは説明をお願いします。
1:16:52	
1:16:56	原子燃料工業のオカダです。QAPに関わる
1:17:04	ところですけれども、保安規定が1月29日に認可されまして、その施工日については社内の適用開始日については30日以内ということで、2月26日をもってですね、適用開始ということにして下位文書に
1:17:24	ついても制度改正に関するところはもう反映したものとなっております。以上です。
1:17:33	はい、ありがとうございました。
1:17:37	保安品質保証計画書は使用前事業者検査の独立性であるとかそれから力量であるとかですね、いろいろ新たな
1:17:50	制度改正を踏まえたものになってますので、そういうものに対応したものであるということであれば、結構かと思しますので、まああの一言その旨回答書に面談資料として記載していただいて、
1:18:06	書面で回答してください。
1:18:08	とりあえず第2加工棟とそれから今検査、工事の計画と品質保証計画書の確認は以上になります。
1:18:18	引き続きましてですねちょっと今回の認可申請の申請書の中に記載はあるんですけど、認可対象にはなっていないんですが、第1加工棟に関連する書類が入っておりますので、
1:18:34	最初にフジワラさんに今回の補正にあたっての今回の概要を説明いただいた中でもちょっと説明はなかったんですが、どういう状況かっていうのを二、三確認したいと思います。
1:18:51	はい規制庁の田辺でございます。今紹介にあった通り第1加工棟に関係について何点かは確認をしたいと思います。
1:19:00	3点確認をしたいことがありますますがまずですね2点をまとめて御説明いただけないでしょうか。まず今回ですね申請書第4次申請の申請書の中にですね1260ページにですね追表っていうふうに、第1加工棟つけていただいております。
1:19:20	ただですね、一連のページ、追表なんですけれども1130ページを確認すると第1加工棟っていうのは4次申請ではですね申請がないっていう整理になってございます。
1:19:34	ただし、この1260ページ第1加工棟のところですね記載見ますと、注1のところで、本申請で追記される部分に下線を付すとですね記載をさせていただきます。
1:19:47	ちょっと、

1:19:48	こういった記載がある中で、この第1加工棟等々っていうのがそもそもですね今回第4次申請で申請をしているものなのかちょっとしていないものなのか、事業者としてのですね、どういう整理をしているのか。
1:20:03	あわせてですねこの辺の追表をどういった意図を持ってきてつけているのかっていうところについて御説明いただけませんか。よろしく願いいたします。
1:20:16	原子燃料工業のオカダです。この追表に関しましてはつけている意図をですね、全体を説明いたします。こちらにつきましては適合状況の管理という面をつけております。
1:20:37	これまで既認可ですね第1申請から第3次申請までにおいて次回以降申請で確認する範囲表と次回表というものを付けておりまして、それへの適合状況を把握して既認可
1:20:53	1次申請から3次申請と最終段階の申請という4次申請と5次申請との間に不整合が生じていないことを管理する必要があると。
1:21:07	いうことをつけています。そのために今回第4次申請では、添付書類2の中にこの適合状況管理表刈り取り表と言いますけれども、つけておりまして、具体的には1200。
1:21:26	1103ページ以降にありますA3の横の表ですね。トレーをつけておりまして、
1:21:37	第4次申請の段階でその既認可のその次回表にするといったものがですね。
1:21:44	どのような適合状況にあるかを示しています。第4次申請における刈り取り表ですけれども、今回第4次申請で第2加工棟の建物の仕様表が登場したことによって既認可の一時申請から三治申請の施設の
1:22:02	次回表に改正した設計仕様のうち、第2加工棟建物仕様表に記載した内容により、
1:22:09	建物側の設計として適合状況を受けるものが、
1:22:14	ありまして、その状況を刈取表の方で管理を今言ったようにしております。また第4次申請の内容を踏まえまして、記載の適正化が必要と考えられる箇所はその刈取表で書いとる範囲においては、
1:22:34	適宜への備考のほうですね、説明を加えた上で変更される様を今記載しております。
1:22:43	具体的には適正化が必要と考えられる箇所はですね、4時申請のこれまでのいただいたコメントに対して水平展開しておいたほうがよいと考えていた箇所です。設計仕様に影響を及ぼさない範囲での表現合わせ等しております。
1:23:01	またその他ですね、既認可1次申請から3次申請の中でですね建物側で担うべき設計でありますけれども当初の整理では設備側の仕様表に整理していた。

1:23:16	例えば、遮へいに関する記載後は、単に設備の現状に合わせて、
1:23:23	数字上、貯蔵能力を減らしたことについて、
1:23:28	その竜巻対策の一環として、
1:23:33	記載していたといったところはですね、仕様表の最終形を5次で最終形状を示すまでにはきちんと是正しておくべきという考えのもとからちょっと修正を適宜込めております。
1:23:49	これ、この刈り取り表にはさらに添付として今の御指摘ありました
1:23:56	当該施設の仕様表追表という形で参考資料としてつけておきまして、刈り取り表で示した内容を反映させた後の状態がこの4次申請段階でどのようになるかということを示しています。この追表ですけれども参考資料としての位置付けでありまして、本文として。
1:24:16	認可を受けようとするものとは4次申請では考えておりません。
1:24:21	その理由としまして、この刈り取りする範囲の内容が、当該施設の
1:24:28	設計仕様に変更超える影響を及ぼすようなものはすべての第2加工棟建物の仕様で借りとられる内容のものであるためです。
1:24:39	また第4次申請の段階では、第2加工と建物仕様表は、
1:24:45	まだ完了しないルートの状態でありまして、従ってましてその当該施設の刈り取りも未完了であろうという状態でありますから、当該施設の追表を本部に登場させるタイミングは第5次申請が最適かと考えて第5次申請のほうでは、
1:25:03	本文のほうに登場させているという状態でありまして、これら追表につきまして記載の適正化をしているところがございますので、
1:25:19	もとの追い表から変更ないと言う状態でないので、第5次申請のほうではすべての申請対象が出揃いますのでそのタイミングで本文にこれら追表登場させまして、仕様表の
1:25:35	最終形として認可を受けを認可を許可事項から漏れぬけがなく適合性確保に送られていることをつまりすべての仕様表が出ているということを示すものとして、
1:25:49	既認可で登場したすべての仕様表追表として本部に登場させるという構成を第5次実施について考えてそのように申請しております。つまりですね第5次申請の申請書を見れば分割申請したすべての設工認の本文の
1:26:06	内容が把握できるようにという考え方があります。ここですとねまた事業者として今後はこの今回の新規制基準に係る設工認申請の情報を基礎としまして、施設管理を今後実施していくことになるため設計仕様に変更が及ばない範囲で、

1:26:25	またすでに受験しました使用前検査の結果に影響を来さない範囲ですべての周辺に渡って、全体適正をし、極力していた方が将来的に混乱を生じさせないであろうというものもありまして5次申請で本文として追表登場させて、
1:26:43	記載の適正化ここに法改正に伴う技術基準の条項変更への対応も含んでおりますけれども、行ってよりよく施設管理上ができる状態にこの設工認に第5次設工認を最終的にまとめたいと考えている次第です。
1:27:02	以上の考えを踏まえまして、第5次申請しておりますけれども追表で変更した点を明確にすることを
1:27:14	といったところにつきましてはちょっと十分に説明ができていないところもございますので、その辺り他社事例をよく参考にしまして第5申請ではその説明の仕方の検討進めていきたいと考えています。追表にちょっと長くなりましたが、そういう意図で、
1:27:32	第4次申請の段階ではつけて、参考としてつけているという状態です。
1:27:41	はい、原子力規制庁ナガイです。説明の内容は皆さんがどういう考えてこれをつけているかっていうのはまずわかりました。最初に結論といいますかね。
1:27:56	どうしてもお伝えしなければいけないのは、すでに1次から今回4次ですけど1次から3次までで認可を受けた特に本文ですね、認可を受けた加工施設の設計及び工事の方法、
1:28:15	それから工事の工程とか品質マネジメントシステムシステム、これはもともと許可の設工認管ところで最新版で適用するというのが書いてありますけれども、特にその設計とか、工事の方法については、
1:28:31	認可を受けて、そして工事が始まって、今現状では規則といいますかね法令に基づく使用前事業者検査の判定基準として使っておりますので、
1:28:47	記載の適正化という
1:28:50	ことは気持ちはわからないではないんですけれども、
1:28:55	適正化を実施しな
1:28:59	いようにして、適正かといいますかね、基本的に変更しないようにしてくださいというのがもうまず結論です。で、
1:29:08	すでに認可を受けたものをですね変更しようとする場合は、その変更の手続きも規定もされておりますし、別途、何か確認をしていただければと思います。で、
1:29:24	今日今回先ほど説明でこの追表については今回、特に第1加工棟については、今回の申請範囲ではないということですけども、このまま次回もうすでに5次は、

1:29:40	申請はされているんですが、既認可のところから、表現が変わったりしてたりするとですね、どこがどう変わったのかっていうのも把握できませんし、基本的なルールとして、
1:29:57	なんですかね、前回の第1加工棟で3次のときに、次回以降申請と書いた部分は
1:30:07	今回、今回っていうか、第5次で申請するんであればその時に下線部を引いて識別した上で、申請すると、その祭には多少のその表現の当然、
1:30:22	設計が固まった段階で申請されますので、
1:30:26	表現の変更もあると思いますけれども、いずれにしても既認可のところは変えないように、していただくようにするようにしてくださいという、
1:30:41	もうそこがですね、適正可ということであればもう別に適正化しなくても読めるんであれば認可を受けたものはもうその通り。
1:30:52	ということで、
1:30:55	運用といいますかね、それで、そのようにしてくださいという、
1:31:02	もうそれだけにつけるつきます。で、一部にですねまあこれは4次ではないのでたまり先は集とあれなんです、設備関係で、第1次の設工認で
1:31:17	認可を受けた設備には、これはあの当時は技術基準の条文の並びが違ったりしてですね、
1:31:28	技術的な中身は変わるものではありませんけれども、皆さんの管理番号であるとか、技術基準に即して、管理番号が振られていたものを今回こういう追表の中とか、
1:31:43	5次の申請の中で変えているようなものももしあるんであれば、その点もですね、既認可のところは変えずに、新しい今後今後追加して認可を受けようとするところは新しい番号の
1:32:01	設計番号等で認可を受けるといような形の
1:32:07	工夫をですね。
1:32:09	するようにしてください。
1:32:12	私の方から以上です。
1:32:20	原子燃料工業オカダです。承知いたしました。
1:32:27	規制庁の田辺です。ちなみになんですけども今回参考っていう形でつけていただいているこの第1加工棟の変更第4次申請の中でついているこの参考としてついている第1加工棟は、
1:32:45	下線を引いた変更って、基本的に表って書かれていたところを追表っていうふうにしたただけであって、何か他に特段の記載の適正化はされていないという理解でよろしいですかね。

1:33:02	原子燃料工業のことです。
1:33:05	この第1加工棟につきましては今回第4次申請で申請している対象施設と干渉するようなところとかはなく、
1:33:20	ご理解の通りその追表の追をつけたりかっこ第3次というふうに評判を作って直しているところ以外はそういったその設計変更に関わるどころへ変更っていうのは、しておりません。
1:33:38	はい規制庁の田辺でございます御説明ありがとうございます。繰り返しになりますけども今回第1加工棟はですね3次でてまた今度出てくるな4次申請ということで次回審査会合もするっていうこともありますので、
1:33:55	そちらの中ですね、5次で申請されたものについては、確認等を進めていきたいと思っておりますので、今回の4次申請の記載については承知いたしました御説明ありがとうございます。
1:34:18	タナベからは以上でございます。
1:34:23	はい、原子力規制庁ナガイです。それではちょっと次の資料で確認といいますかね、皆さんのこの補正の取り組み状況を確認させていただきたいと思うんですけれども、
1:34:38	これまでのところでまた追加の疑問あれば、最後にまとめてお受けしますので、準備しといていただければ結構かと思えます。で、ここからはですね、今第1加工棟の話出ましたけどもう一度第2加工棟に戻りまして、
1:34:56	本日面談資料として表八2-1、第2加工棟の仕様ということで、まず取り合いの管理を確認も含めて確認できるようにですね、事業者の方で、
1:35:11	色をつけてタ仕様表を
1:35:20	作成していただけてきました。
1:35:26	これはですね、ちょうど資料1ページ目にありまして、黄色いマーカーが次回以降申請と緑は、
1:35:38	今回も申請しているし、次回も申請すると、青色は工事の方法について記載。
1:35:44	灰色は該当しない理由について記載しているというような形で色が何も載っていないところは、今回の申請ですよということで記載されていますんで。
1:35:59	それですね、ここの資料に入る前にちょっと補正申請のほうと対にしてみたいんですけども、申請書ですね、593ページ。
1:36:21	すいません953ページです。失礼しました。
1:36:27	953ページですね。
1:36:34	資料番号ですと、これは添2、表1-1ということで、タイトルは本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果でこれは建物構築物、

1:36:53	となっております。
1:36:54	と、このページはですね、ちょうど第2加工棟について記載していますので、よく我々のほうで星取表
1:37:06	と言ってますけれども、技術基準の適合何条が該当するかということに記載していただいています。で、確か前回の面談でですね、ここ注記のですね、凡例のところの一番下のアスタリスクで、
1:37:26	不透水線ですね、アスタリスクの下ですね。
1:37:30	一番下右下の、
1:37:32	アスタリスクで、
1:37:34	表の太線は太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更または追加があった条項を示すということで、
1:37:49	この線だけで作っていたのでちょっとわかりづらいので何条のどの条文が変更になったかまあ、色をつけてくださいというような形で今回補正の中で反映されています。で、
1:38:05	ここで申し上げたいのは2ヶ所ありまして、地震のところの6条第6条の1項の耐震の設計、
1:38:16	設計番号でいうと6.1 - B1とかF1です。ここをですね、今、色が塗っていないんですけども、許可の段階で
1:38:30	耐震のですね、設計のベースとなると。
1:38:35	耐震重要度分類のわりまし係数がですね、新規制基準になって変更になります。でということ条文中見かけ上は変更になっていないのかもしれないんですけども、
1:38:51	こういう個々のですね、6.1B1と6.1F1というのは、
1:38:58	基本的にはまずは変更になっていると変更になって、地震力が変わったということはそれで再評価をして認可も受ける対象になっていると。
1:39:11	ということですので、別に色が無いからどうこうということではないんですけども、もし皆さんの認識の中で、これは既認可だからもう申請書には書かないとか、今計算書はなくなって基本方針書になりましたけれども、
1:39:29	そういうものをは必要ないというふうにお考えになっているのであれば、
1:39:34	むしろこの機会にですね、ちゃんと色を塗ってここは変更になってるんだというのが、社内で皆さん共通認識できるように塗ることをお勧めしますというか、塗るようにしてください。
1:39:49	で、もう一つですね、火災のところの10、
1:39:55	1条の3項

1:39:57	ですのでこれタイトル上は不燃性及び難燃性と書いてあるんですが、設計番号の 11.3 - B1B2、それから 11.3 - B3、F3 も同じなんですが、いわゆる火災区域、皆さんは防火区画として、
1:40:16	消防法をベースに設計されてますけれども、新規制基準で火災区域、火災区画が
1:40:26	許可の中で示されてそれに基づいて個別の設工認の申請がなされておりますので、ここについても必ず対象になるということで、
1:40:39	になりますから、それは工事があろうがなかろうがですね、適用になるということで、間違いのないように、
1:40:52	してくださいということです。
1:40:54	よろしいでしょうか。
1:40:58	原子燃料工業ウツミでございます。ご指摘の点は承知いたしました。
1:41:04	原子力規制庁の永井です。この表と、それから、私のほうで今、詳細に 1 個 1 個見ていませんけれども、今回の面談資料としてお出しいただいたこの設計番号なりに
1:41:20	がまず漏れがないかということと、それから、これ黒マルがしてあるのは、工事が変位設計変更があって工事を伴うものというものになってますので、
1:41:37	そういうものをですね、いわゆるんなんですかね、全体を見たときに最後に、この第 2 加工棟で求められる安全機能について、
1:41:50	1 個 1 個は仕様表に細かく書いてあるんですけども、皆さんの設計番号とって漏れなく、その安全機能が申請されているかというのは、最後の段階ですね、こういうものでも確認をあわせて照合確認していくと。
1:42:09	ということになるかと思いますので、きちんと管理をしていくようにしてください。
1:42:19	原子燃料工業、原子燃料工業ウツミでございます。ご承知の御指摘の点につきまして承知いたしました。
1:42:30	原子力規制庁ナガイです。
1:42:36	申請対象になるとかならないとか、どういうふうな観点で我々も審査しているのかというのは、その令和 2 年 9 月 30 日昨年ですけども、
1:42:47	の原子力規制委員会の資料 3 ですね、これは試験研究用等、
1:42:54	の原子炉と核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、それから使用前確認等の進め方についてということで、委員会に諮ったペーパーがありますので、
1:43:10	内容もよく踏まえて、設工認の申請に反映するというので、
1:43:21	記載するようにしてください。



1:43:25	で、そこまでちょっと長くなったんですけど全般通してになります。そして、ここからは今資料についてちょっと幾つか確認していきたいんですけども、まず面談資料の
1:43:41	ここですと21ページで、まず仕様表がありますんで、主要寸法といいますかねもしくはの構成機器で今回
1:43:54	地下ピットを
1:43:56	が一式、一式といいますか図面等でも追加になったんですけど、これはどこに書くかつうのはあるんですが、地下ピットについても対象になっているっていうことを示すのであれば、
1:44:12	その主要な一般仕様の寸法ってあるのかもしくはその他構成機器になるのかわかりませんが、何か記載が必要。
1:44:26	まずそういう意思表示といいますかね、が必要ではないかと思っているんですけども、
1:44:33	ということです。で、必ず書けということではありませんけれども、建物の主要な構造部でそして火災区域で警報なんかも
1:44:46	ついてますので、そういう
1:44:49	一部屋といいますかね部位になってますから、ちょっと検討が必要ではないかと思ってます。
1:44:57	それとですね。
<del>1:45:00</del>	<del>イトウ</del>
1:45:03	次のページの地盤関係ですけれどもここは
1:45:08	黄色いい。
1:45:11	色が塗ってあってここは次回申請というのは、よくわかるようになりました。
1:45:23	ここですね、先ほどの第1加工棟の例と。
1:45:27	これ、
1:45:29	も踏まえてもう一度確認なんですけど、
1:45:33	今回、これ地盤だけじゃなくて全部の条文なんですけど。
1:45:40	今回これで認可を受けた後、第5次で何か記載の適正化をして、
1:45:46	この色塗ってないところですね、今回認可を受けようとする条文で記載の適正化をしなきゃいけないと考えているところが、
1:45:56	まずあるかないかっていうところですね、すぐに回答できなければ、次回の面談でも結構ですけれども、
1:46:06	そこのところは、要はよく今回のでよく見て、次回の申請で適正化と称して直さないようにしてくださいということです。直す必要があるのであれば今回の4次できちんと直しておく。

1:46:22	ということです。それから黄色い部分については、次回申請ですので、この黄色い部分は漏れなく、次回、
1:46:34	下線を引いて申請すると、そのときに、
1:46:40	そうですね 8011 番の、ちょうど括弧書きで書いて丸括弧で書いてあるところで、
1:46:49	消火設備から始まって遮水次の行遮水板は次回以降申請するで(13)が書いてありますけれども、次回申請時にマル括弧を消すのか残したまま何かする。
1:47:04	するのかというのはよく考えていずれにしても考えてですね、まず仕様表で認可を受けようとする。その申請回次 5 次なら 5 次で認可を受けようとするものが何かというものを識別することと、
1:47:20	既認可で認可を受けたところの設計は変えないという記載は変えないということで、
1:47:29	ということで、運用できるようにですね、今回よくもう一度、
1:47:35	見直しをして必要があれば、今回のうちに適正化をするようにしてくださいということです。
1:47:43	それが全般通してになりますけれどもあとですね、ちょっと気が付いたところで、
1:47:54	地盤耐震が次地震のところにもなるんですが、
1:48:01	先ほども地下ピットの例で確認しましたけれども、
1:48:05	ここで、
1:48:08	何を申請書の本文は何を記載しなきゃいけないかっていうところをもう一度よく確認といえますかね、理解していただきたいんですけども、これは加工事業規則の
1:48:27	えーとですね 3、第 3 条の
1:48:30	2 - 2 で設計及び工事の計画の認可の申請ということで、認可を受けようとするものは次に掲げる事項を記載した申請書を提出するというので、
1:48:43	これは加工施設の
1:48:46	その区分ですね、イロハニホヘトチリで化学処理施設からりのその他加工施設までの加工施設に関する設計及び工事の方法、
1:48:58	これは
1:48:59	加工施設の変更の場合によっては当該変更に係るものに限るとか書いてありますけれども、今回ほとんどの条文が該当しておりますので、その設計についてですね記載が
1:49:16	されて、
1:49:18	いること、要するに認可を受けようとする。

1:49:21	設計が書いていることが書かれていることということです。で、
1:49:26	でもそれを認可を受けた。
1:49:29	ですね今制度上も新しい新検査制度の制度改正がありまして、そのあとに、使用前事業者検査が実施されますを実施することが事業者には義務づけられております。それが第3条の4-2です。
1:49:46	では規則の方は皆さんので見ただけだと思いますけど、そうときに、
1:49:53	確認する方法が1項に書いてあって、構造強度漏えいを確認するために十分な方法から2号で機能及び性能を確認するために十分な方法で3号がその他設置または変更の工事が
1:50:11	その設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法ということで、
1:50:22	記載されています。
1:50:24	法律の今規則を読みましたが、法律の16条の3、
1:50:31	のですね第2項で検査の
1:50:38	合格基準といいますかね適合をしていることを確認しなければいけない事項が
1:50:44	このまさに今回手続きしている設工認の認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであることということと、それから、次条の技術基準に適合するものであることということで、
1:50:59	記載されています。何を言いたいかという、まず仕様表で位置構造強度、
1:51:08	を記載すると。ただ仕様表という仕様表だけでなく本文の図面であるとか材料一覧であるとかそういうものを使って記載していただくと、それから、動的機器といいますかねインターロックであるとか、
1:51:25	そういうもの場合は、機能性能を
1:51:30	記載していただいて、あるかどうかということをもう一度よく確認してするようにしてくださいという、
1:51:39	ことです。さっき議論というか事実確認の中で閉じ込めの圧力を負圧なんかも具体的に書いてありましたけれども、書いてありますけれども、
1:51:53	今回の第3回補正に至るまでの間には何か抽象的な記載が多かったりですね指定ものもたくさんありましたので、特にその判定基準となるインターロックの設定値であるとか、
1:52:11	強度が確認された材料の厚さだったら何々以上とかですね、
1:52:17	圧力だったら何パスカル以下とか以上とか、そういう記載になってるかというのをもう一度よくその全体にわたって確認していただい、
1:52:29	た上で、補正が必要と判断したものであれば、補正をするように、

1:52:36	してくださいということです。この特に色塗ったところは次回以降申請になりますので、
1:52:45	その際にですね、それこそ多少の記載の適正化は、今回申請範囲認可申請範囲ではありませんので、可能かとは思いますが、基本的には
1:53:00	補正しなくても済むように、な形で今回よく。
1:53:06	吟味してちょっとあれですけどよく検討していただいて、
1:53:12	くださいということです。
1:53:17	特に今回は、位置構造強度を認可を受けようとする場合ですね、ちょっとまだ不明な点が、
1:53:26	あるんじゃないかなと思う点をちょっとお2,3お伝え
1:53:31	します。
1:53:32	で、
1:53:33	ですね。
1:53:36	まず
1:53:38	これは閉じ込めのところの 10.1 の B2
1:53:43	です。
1:53:44	で、これは
1:53:48	ページ数でいくと。
1:53:55	えっとですね、27 ページの 10.1 - B2 ですね、よく閉じ込めの堰と言ってますけど液体状の核燃料物質を取り扱う設備機器から、
1:54:11	施設外への核燃料物質の漏えいを防止することなんですけれども、これ添付の説明書とか読んでいくと、設備機器側にまず堰があるんだけど一部の堰はこの溢水の堰と
1:54:27	かねているというような記載もありますんで、その兼用し、そのいわゆる建物とか部屋の境界の堰を使うということ自体がだめということではないんですけれども、
1:54:42	今どういう状況になっているのかっていうところは、この溢水の堰としての認可のほかにこの閉じ込めの堰、核燃料物質液体状の核燃料物質を取り扱う堰として、
1:54:57	の期待をするのであれば、今回きちんと説明していただくか、また設備側との取り合いもありますので、今回は
1:55:10	溢水の堰として、当然認可を受けるとして申請入ってますので、その次回設備が出たときに、この堰で
1:55:21	十分液体状の核燃料物質が漏えいした際にも、
1:55:29	室、建物外に漏えいしないように、

1:55:34	設計になっているということを十分に説明を必要になると思いますので、
1:55:41	その辺もですねよく検討しておいていただければと思います。
1:55:49	はい。
1:55:52	それからですね。
1:56:02	特に仕様表レベルで、
1:56:05	あとは何かあるかというと、
1:56:08	大分潰してきてますので、
1:56:14	すべてがあれではない、少なくとも今回認可を受けようとするものは位置構造強度、機能性能が求められる安全機能に応じて記載されているということを社内の方でよく確認するように、
1:56:33	してくださいということですね。あともう一つですね、ちょっと私のほうで今日新しい確認といえますか、申請書ですね。
1:56:44	これ手元は 32 ページなんですけど、今日の資料ですと、12.1 の
1:56:56	同じですね、32 ページの設計番号 12.1 - F4 ですね、これは
1:57:04	その中の段落二つ目で震度 5 弱相当の地震時に、第 2 加工棟への給水ポンプを自動停止するうんぬんというのがありますが、これは
1:57:16	許可でも震度 5 弱というのは使っているんですけども、実際に設備を設計するとき、震度 5 弱相当の地震っていうその地震の加速度といえますか。これがどれぐらいに相当するかというのを、
1:57:33	これは次回以降の申請になるんですけども、震度 5 弱だけだとまず相当ということですので、どういう具体的な設計をするのかというのは、次回。
1:57:48	明確にさせていただくことになると思いますので、なりますので、
1:57:55	よく検討していただいて、それこそ記載適正かといってみましたけれども、今回はまだ書かないにしても、次回申請時には、こういうところは、目的の具体的な
1:58:10	判定基準となる数値を記載するようにしてください。
1:58:14	いくつかの例示でこの仕様表でお伝えしましたけれども、
1:58:20	すでに 5 次申請も出ている状況の中で、そのでよくその取り扱いといえますかね、設計の取り合いの考え方を社内でもよく整理していただいて、
1:58:35	4 次で反映すべきものは反映する誤字で先送りといえますか取り合うものは 5 次のほうできちんと説明していただくということで対応していただければと思います。今日私のちょっと長くなりましたけど、お伝えしたいのは、
1:58:52	以上です。こういう仕様表の書き込みとか、もしくは、何か不明な点等あれば、
1:59:00	もしくは私の考え方と皆さんの考え方が違っているのであれば、むしろ言っていて、我々はこう考えているんだというのがあれば御説明のほうをお願いいたします。ここは別にとりあえず今すぐ回答ということではありませんので、

1:59:19	何かありましたら、発言の方をお願いします。
1:59:25	あの原燃工ワラタニでございます 1 点よろしいでしょうか。
1:59:29	はい。
1:59:30	はいどうぞ。
1:59:32	ナガイさんから御質問の防火版ですかで 1-サ 1、1-サ 2 っていうのは申請書のどこに書いてあるのかということなんですけれども、我々としては 281 ページですね。
1:59:48	こちら既設も含めて安全機能を有する建具ということで、いわゆる建具表みたいなものをつけさせていただいてるんですけれども、ここに 1 - サ 1、1 - サ 2 というのが下から 1、2、3、4、5 個目と 6 個目ですね。
2:00:04	に寸法と板厚と記載してございます。この姿図では確認できないというコメントなんでしょうかそこだけちょっと確認させていただければと思います。原子力規制庁ナガイです。ちょっと今確認してますけど、
2:00:23	80
2:00:25	281 ページですね。はい。
2:00:31	これで仮に認可を受けようとするんですけど既設ではあるんですが、ここに求められる安全機能として、
2:00:41	これは内部の壁ですかね。
2:00:47	火災のところに丸が、
2:00:51	打ってますけれども、ですから求められる安全機能に応じて、何が求められていて
2:01:00	かっていうところですね、耐火時間で求められる安全であれば、
2:01:07	ここは材料とか厚さがこう書いてある通りのそれだけというのであればわかる状況かと思えますけれども、
2:01:18	認可を受けた後に、これですまは認可申請するときに皆さんが技術基準なり許可の適合を
2:01:27	説明できるかどうかというところでご判断いただければもちろんそう我々もその状況を確認して認可手続きをするわけなんですけれども、
2:01:39	内部壁とか外壁では、いわゆる竜巻であるとかですね、
2:01:46	求められる、その安全機能を使って荷重が異なってきますので、
2:01:55	そういう、なんていうか荷重に対して言っている構造強度がこれで耐えるということであれば、それはいいと思いますが、ただその型式とか、機構がもし、これだけだったら大きさ寸法を書いてありますけど。
2:02:12	何か
2:02:14	何ですかね記号だか。

2:02:17	なんか、ここはちょっと私にはちょっと理解できないんですが、まずは事業者検査で皆さんのほうで理解が、
2:02:25	できるのであれば、
2:02:27	絶対こうだという形は、
2:02:31	ないと思いますけれども。
2:02:33	それと新設の扉なんかについては、姿図が別途ついていて、種類ごとを当然種類ごとになると思いますが、こういう構造になってますというのは、記載があるんですね。
2:02:49	どこまで書くかって言うのは求められる。
2:02:54	その荷重、設計荷重に応じて強度を受け持っている材料とか、
2:03:01	火災荷重だけかもしれませんが。
2:03:06	材料とか寸法、
2:03:09	ですね。
2:03:10	合わせて強度がわかるということで、
2:03:14	ご判断いただければと思います。
2:03:18	原燃工ワラタニでございます承知いたしました。あのお安全機能を有する部位一覧とですねこの建具表と仕様表火災のところの仕様の中にですね、この火災区域の境界上にある扉のスペックから書いてございますんで。
2:03:35	我々としてはこれで確認できるかなと。またですね既設の扉姿図をですねすべき項目となると、今回ですね新設の扉はほぼ竜巻状の強度骨組みなんかもございまして詳細書いてございますけれども、
2:03:52	既設の扉に関してはこの建具と仕様表あとぶいじらんでその辺スペック見て、十分かどうか確認させていただきたいと思います。以上でございます。はい、原子力規制庁の永井です。今日個別にはページ開かなかったんですけど。
2:04:09	各部位の求められる安全機能の左半分の、いわゆるどこの壁
2:04:17	にはどういう材料かっていうのが今部一覧とおっしゃられたとこだと思いますけれども、申請書の中にも丁寧に書いてありますので、そういうもので材料とか、
2:04:33	寸法が記載されているのであれば、全体通して特に本文の記載の中で説明ができるようになっていれば、ここにこういう図を付けて必ずこうなさいということではありませんので、全体として、
2:04:50	バランスというかですね、
2:04:53	よく見ていただいて、で、お願いしたいのは、その際に、材料を見たいときにはどこに書いてあるか、それから構造をみたいときにはどこに書いてあるのかっていうところをですね。

2:05:08	何か戦略的に進めていただかないと、なかなかここに欄があるからちょっと書きましたとかっていう、対応がこれまで多々見受けられましたので、そうではなくて戦略的にもうまずその建物だったら全体図の
2:05:26	その正面図とか側面図で平面各フロアの平面図があって、軸組図があってとか、目的に応じていろいろんな壁であるとかですね、描き方はいろいろんなことがあると思います。で、
2:05:43	安全機能毎に書いたほうがいいというものもあれば、一つの表の中に全部を書き込むということもできると思いますので、よく検討していただいてすでにもう今回は、
2:05:59	でほぼ形ができ上がってますので、特別に何か追加したり修正するということはないと思ってますけれども今回一通り見させていただいて、
2:06:14	状況ですけど、壁に求められる安全機能すべからく全部見たという。
2:06:21	うことではなくて、そういう代表ヶ所を追っかけていくと、さっきみたいに、この外壁など二重壁んなってんのかどうなのかっていうのが、これは私はわかりづらかっただけなのがいいんですけど、間違っていないかというのをもう一度社内
2:06:37	確認して、次回の面談で全部確認しましたという結果を書面で報告をするようにしてください。以上です。
2:06:52	原子燃料工業ウツミでございます。ご指摘の点につきまして承知いたしました。
2:06:59	はい、ちょっと長くなりましたけどあと全体として何かあれば、
2:07:13	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
2:07:17	はい。
2:07:18	原子力規制庁の方で加工班のほうで何か。
2:07:24	追加の確認等ありましたら、
2:07:27	テレワーク参加しているオザワさん何かありますでしょうか。
2:07:32	はい。
2:07:34	オザワですけども、
2:07:37	ナガイさんが言われたもの4次設工認に対するコメントですけども、これ全部もうすでに申請されている5次設工認にも関わってきますので、審査会合が来週に予定されてます。
2:07:52	今までの前回補正の内容も反映されてない状況で、今回コメントも多分にわたって5次設工認で反映しなければいけないものが含まれてると思います。それについてどうするのかっていうところを審査会合の初めに、
2:08:12	原燃工のほうから説明するようにしてください。どうしたいのか。



2:08:18	だから補正をまず速やかにしますという宣言をしてもらわないと始まらないと思うんですけど、その上で、補正をしてからでなければ当然審査が内容確認できないと思うんですけど、そういうところを事業者の方から言うようにしてください。
2:08:36	はい、はい、原子燃料工業イトウでございます。オザワさん御指摘を理解いたしました。ただですね補正をさせていただかなければ審査ができないっていうような状況でございますでしょうか。
2:08:55	オザワですけども、あの申請書が整ってないのがスタートの時点でわかっているのに、審査ができる状況だと、こちらから言えませんが、
2:09:07	はい。承知いたしました。当社といたしましては速やかにですね、工事申請につきましては、補正を
2:09:15	申請させていただいて、速やかに審査が受けられるように状況を整えたいというふうに考えますので、その旨、審査会合で発言させていただきます。これは冒頭で申しあげたほうがよろしいでしょうか。
2:09:34	オザワですけども、冒頭で説明してくださいっていうのはだからもうそういう状況の申請のものを今審査会合やってるんですけどっていうところを最初に言っていないと始まりませんのでこちらから言わなければこちらから言います。
2:09:49	ですけども、原燃工のほうからまず状況説明していただいたほうがよろしいかと思えますけれども、こちらもご判断いただければ結構です。
2:10:00	はい、承知いたしました。冒頭で申し上げるようにいたします。
2:10:04	今日ご指摘かなり多数いただきましたけれども、申請書の作り込みの考え方の記載の方針等に関わるところもかなりあったとございます。あったと認識しております。
2:10:19	ですので例えばこの4次申請にいたしましても、例えば追表の位置付け、それから技術基準の適合に関する説明の仕方等に関しましては、こちらの方からですねもっと早い段階で、その記載の方向性方針記載方針だとか
2:10:39	申請書のつくり作り込みについてご説明する機会が持てれば、もう少し速やかにですね、我々としても記載を整えることができたのではないかと考えております。審査会合の場ではですね、これから我々が何をしなければならぬのかということに絞って、
2:10:58	発言させていただくようにいたします。はい、以上でございます。
2:11:05	はい、原子力規制庁ナガイです。他に何かありませんでしょうか。特になければ、大分時間も長くなりましたので、本日を面談は以上になります。お疲れ様でした。
2:11:20	お疲れ様でした。

